



平成30年7月豪雨災害義援募金へのご協力について（お願い）

「平成30年7月豪雨」災害により、西日本を中心に各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しております。

被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に対し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

本会といたしましては、加盟団体等関係者の皆さんと協力して、被災された方々を支援し、被災地におけるスポーツ活動が1日でも早期に再開できるよう微力ながら復興のための援助を行いたいと考えております。

このため、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、関係スポーツ団体および傘下の関係諸団体をはじめ、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブおよび公認スポーツ指導者等スポーツに携わる関係者の方々に対し、広く義援金の募集を行うことといたしました。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

義援金につきましては、個人からの受付もいたしますが、出来得れば貴団体から関係者に周知いただくとともに、可能な限りおとりまとめいただければ幸いです。

なお、とりまとめました義援金につきましては、本会を通じて日本赤十字社に寄付することといたします。

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤 雅俊

記

1. 振込先 三菱UFJ銀行 渋谷支店  
普通預金 1780323  
公益財団法人 日本スポーツ協会 義援金口  
(コウエキザイダンホウジン ニホンスポーツキョウカイギエンキョク)
2. 取扱期間 平成30年8月1日（水）～11月30日（金）  
※日本赤十字社の受付期間が12月31日（月）までのため、  
上記期間にて募集します。
3. 義援金の税制上の取扱い  
この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。  
併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。

【お問い合わせ先】

〒150-8050

東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

公益財団法人日本スポーツ協会

総務部総務課

TEL：03-3481-2200 FAX：03-3481-2284